

# ひょうたんいけ

桜台小 学校だより  
令和3年4月13日  
第2号



令和3（2021）年度がスタートしました。桜の花は入学式の前に散ってしまいましたが、園芸委員さんが育ててくれているチュウリップやパンジーが色とりどりの花を咲かせ、子どもたちを迎えてくれています。

年度の初めには、園芸ボランティアの方々に草を取っていただき、校舎の周りがきれいになりました。きれいな環境が子どもたちの心を育てます。

本当にありがとうございました。



## 令和3（2021）年度から出欠の記録の仕方が変わります。

令和3年2月19日「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」（文部科学省通知）を受けて、以下のことが変更となりました。

○臨時休業の実施の考え方（四日市市は令和3年1月から対応を変更済み）

- ・感染可能期間に登校していた場合、教育委員会において、保健所と協議の上、臨時休業の要否が判断されます。臨時休業の期間は、保健所と協議の上、決定されます。

【変更により想定される感染判明後の流れ】

0日目	1日目	2日目
校内における陽性者判明日	臨時休業	学校再開／臨時休業
濃厚接触者の特定 （学校から提供された資料等をもとに保健所が特定）	濃厚接触者等への校内等での検査実施 →結果判明 →学校再開可否について判断	通常登校／休業継続

○感染症が発生した場合や、児童の出席等に関する対応（4、5の扱いが変わりました）

	該当する内容	出席簿上の扱い	指導要録上の記載
1	感染判明または濃厚接触者に特定された場合	出席停止	出停○日 （新型コロナウイルス関係○日）
2	発熱等の風邪症状がみられる場合		
3	同居の家族が検査対象者となった場合		
4	本人に症状はないが、家族等に風邪症状があるため経過観察として欠席をする場合	欠席（事故欠）	事故欠 （家事都合○日）
5	本人を含む同居家族等に風邪症状はないが、感染が不安で欠席する場合		

※欠席（事故欠）となっている時でも、地域の感染状況、同居家族の症状、医療的ケアが必要な児童、基礎疾患等がある児童等の場合は、校長判断で「出席停止」とすることができます。

## 健康チェックを引き続きよろしくをお願いします。

四日市市では1週間の新型コロナウイルス感染者数が過去最多となり、市長より「これまでにないほど感染が急拡大しており今一度対策の徹底を」という市民メッセージが出されています。

発熱等の症状がありましたら、まずは、かかりつけ医等の身近な医療機関に電話等でご相談ください。かかりつけ医を持たない場合や、相談する医療機関に迷う場合等は、受診・相談センターに相談してください。そして、学校へもご連絡ください。

【受診・相談センター】（「帰国者・接触者相談センター」から名称が変わりました。）

四日市市保健所保健予防課 059-352-0594 （9:00～21:00）

三重県救急医療情報センター 059-229-1199 （21:00～翌9:00）

（文責 北住 昌文）